

第6章 子どもの貧困対策推進計画

1 計画の策定について

(1) 計画策定の背景と趣旨

平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法律」という。）」が成立し、平成26年1月に施行されました。その後同年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定され、国による子どもの貧困対策への取り組みの姿勢が示されました。

また、令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同年9月に施行され、11月には法律に沿う形で新たな大綱が示されました。

新しい大綱では、「現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指す」「子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施」という2つの目的を有し、貧困対策についての重点施策として「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」が掲げられました。

本町においてもこの大綱を基に、子どもたちやその保護者に対し、実態に応じた必要な支援を行うことで、子どもの貧困解消に向けての対策を推進するため本計画を策定しようとするものです。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、法律第4条の規定（地方公共団体の責務）に基づき、本町の実情に応じた施策の策定に関する基本計画と位置づけます。

また、町政運営の基本方針である「音更町総合計画」を上位計画としながら、本町の子ども現状を調査・把握するとともに、子どもの貧困対策に関する取り組みについての施策を示すものです。

(3) 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度を計画期間としている第2期「音更町子ども・子育て支援事業計画」の一部と位置づけるため、同様に5カ年を計画期間とします。なお、計画期間にかかわらず、社会情勢の変化等に対応しながら必要な見直しを適宜行います。

2 子どもを取り巻く環境

(1) 貧困の定義

貧困の定義には複数のものがありますが、代表的な考え方として「絶対的貧困」と「相対的貧困」の2つがあります。2つの違いは下記のとおりです。

① 絶対的貧困

生命を維持するために最低限必要な衣食住が満ち足りていない状態のことをいい、「日本の子どもの貧困」（2017年4月、内閣府経済社会総合研究所）では生活保護の受給資格を満たす所得水準より所得が低ければ絶対的貧困状態だと定義しています。

② 相対的貧困

地域や社会において「普通」とされる生活を享受することができない状態のことをいいます。この場合、「貧困」であるか否かは、その人が生きている社会の「普通の生活」との比較によって相対的に判断され、「貧困」の基準が、その人が生きている地域、時代等によって変化することから、「相対的貧困」や、「見えない貧困」と言われています。

相対的貧困の定義は経済開発協力機構（OECD）基準があり、OECD基準の貧困線は「世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取りの収入）を世帯人員数の平方根で除して求められた所得」（等価可処分所得）の中央値の半分の所得水準によって定義されており、平成27年調査時点での中央値は245万円、貧困線は122万円となっています。

(2) 貧困の基本的な枠組み

貧困は、現金や住宅といった「物質的な欠如」だけではなく、教育や健康といった「人的資本（ヒューマンキャピタル）の欠如」や、地域や学校といった「社会とのつながり、関係性（ソーシャルキャピタル）の欠如」が貧困の要素とされています。これらの要素を解消する対策が貧困対策となりますが、特に3つの要素が重なる部分が最も困難を抱えた貧困層となることから喫緊の対応が求められます。

(3) 子どもの貧困の現状

貧困率の状況は、平成28年の国民生活基礎調査からみると、平成27年の「相対的貧困率」は15.7%となっています。

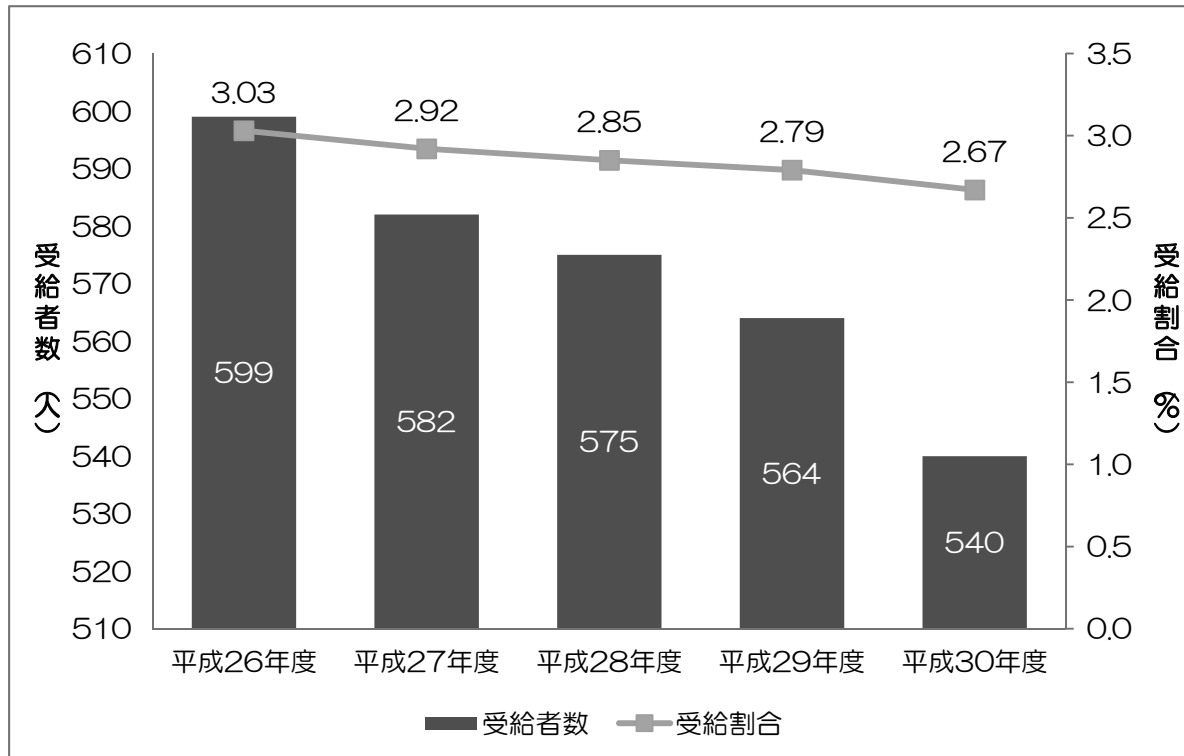
一方、「子ども（17歳以下）の貧困率」は13.9%（7人に1人）となっており、平成15年度以降増加を続けていましたが、平成27年で減少に転じています。しかしながら、OECD調査では加盟国の相対的貧困率は平均11.4%、子どもの貧困率の平均は13.3%となっていることから、引き続き高い水準となっていることがうかがえます。

また、「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）についてみると、12.9%の貧困率となっており、そのうち「大人が一人」の世帯では50.8%と高い率となっています。ひとり親家庭での貧困率の高さが如実に現れております。

(4) 音更町における児童扶養手当受給者数の状況

平成26年度から30年度の受給者数及び受給割合をみると減少傾向にあります。平成26年度と30年度とを比較すると、受給者数で約60人、率として約0.6ポイント減少しています。ただし、町の人口が減少するなか、世帯数が増加していることから単身世帯が増加していることがうかがえ、その結果として受給割合が減少しているとも言えます。

○児童扶養手当受給者数及び受給割合の推移

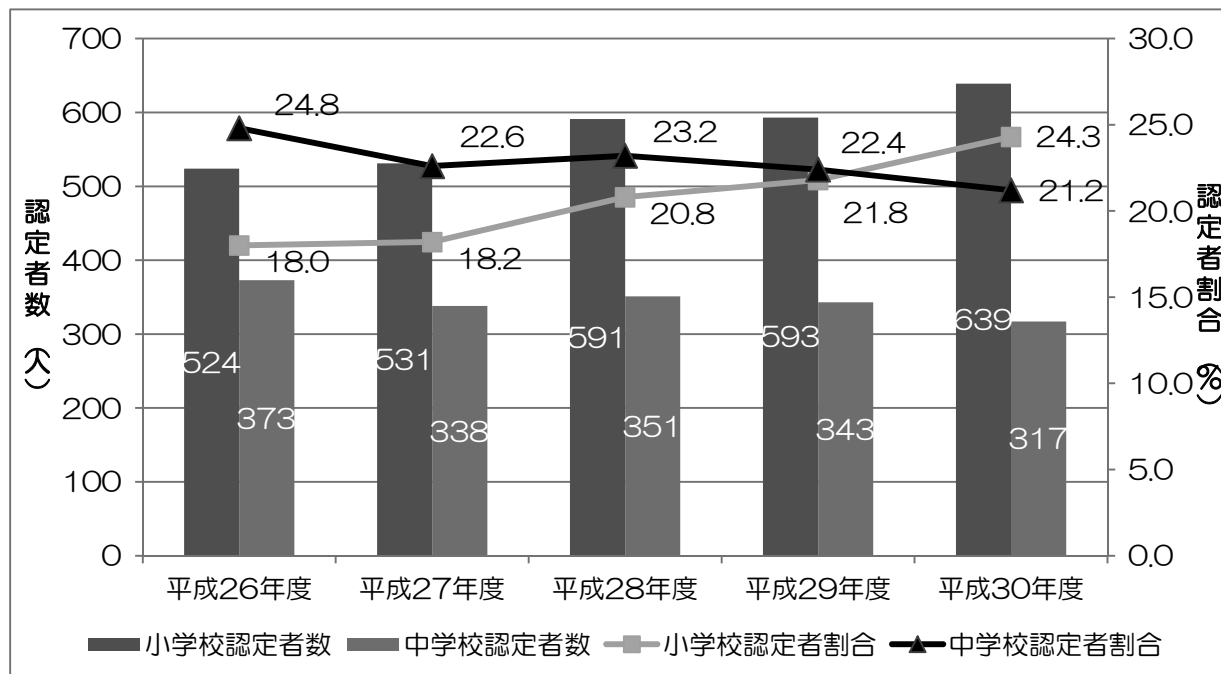


	児童扶養手当 受給者数	全世帯数	受給割合
平成26年度	599	19,792	3.03%
平成27年度	582	19,932	2.92%
平成28年度	575	20,150	2.85%
平成29年度	564	20,234	2.79%
平成30年度	540	20,256	2.67%

(5) 就学援助認定の現状

就学援助認定者数及び割合においては、小学生では増加傾向、中学生では減少傾向にあります。

このことから、年少児がいる家庭の方が経済状況が厳しいことがうかがえます。



年度	小学校			中学校			合計		
	認定者数	児童数	認定者割合	認定者数	生徒数	認定者割合	認定者数	児童・生徒数	認定者割合
平成26年度	524	2,898	18.0%	373	1,501	24.8%	897	4,399	20.3%
平成27年度	531	2,913	18.2%	338	1,490	22.6%	869	4,403	19.7%
平成28年度	591	2,830	20.8%	351	1,510	23.2%	942	4,340	21.7%
平成29年度	593	2,719	21.8%	343	1,526	22.4%	936	4,245	22.0%
平成30年度	639	2,622	24.3%	317	1,491	21.2%	956	4,113	23.2%

3 施策の展開

(1) 施策目標

第2期音更町子ども・子育て支援事業計画の中に法律第4条に定める地方公共団体の責務に沿い、同8条子どもの貧困対策に関する大綱に則った施策を策定します。

(2) 施策の5本柱

子どもの貧困対策の施策は、国の大綱で定める重点施策でもある、①「教育の支援」、②「生活の安定に資するための支援（生活の支援）」、③「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援（保護者に対する就労の支援）」、④「経済的支援」、に⑤「相談支援」を加えた5本柱として、関係機関と連携しながら具体的な施策を総合的に推進します。

① 教育の支援

家庭の事情等に左右されることなく、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが、十分な教育を受け、能力・可能性を最大限に伸ばした中で、それぞれが抱く夢に挑戦し、実現することが、子どもたち一人一人の人生を豊かなものとするだけでなく、まちの成長・発展につながります。

こうした考えのもと、地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校のあり方が重要であると考え、学校教育による学力の保証、学校を窓口とした相談支援、不登校児童・生徒に対する支援を推進します。

施策	内容	担当課
学校教育による学力の保証	児童生徒の将来に生かせる基礎学力や知識の習得・向上を図るよう指導します。	学校教育課
教育相談体制の充実	小中学校に心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣し、いじめや不登校など様々な問題を抱えている児童生徒への相談支援を行います。	学校教育課
適応指導教室「ふれあい教室」運営	不登校児童・生徒が学校に行けない間、学校以外の様々な適応指導の機会や場を設け、立ち直りの指導と同時に「心の居場所」を作ることで、自立を促し、学校生活への復帰を支援し、援助します。	学校教育課

② 生活の支援

貧困の状況にある子どもは、とかく社会的孤立になりがちで、必要な支援が受けられず、それが結果として一層困難な状況に陥る、いわゆる負の連鎖に陥ることが危惧されています。また、「貧困による孤立」だけでなく、実情として親の就業等により、放課後や学校の長期休暇の間、一人で過ごす子どもがいることも社会的に大きな問題となっています。

こうした実態を踏まえ、子どもたちがあらゆる意味において孤立することなく、健やかに生活できるよう、居場所の確保、相談体制の確立などの支援に取り組みます。

また、保護者に対しては、家庭における育児や家事、精神面・身体面の健康管理など子育てに悩みはつきものです。しかし、適切な相談相手を見つけられず、誰にも悩みを打ち明けることなく、一人で抱え込み、不安に陥るケースが考えられます。

そうした実態を踏まえ、福祉関係機関との連携を行いながら、相談体制の充実やネットワークの構築に努めた上で、不安や悩みを抱える保護者、特に妊娠期から出産・育児期の保護者に対して切れ目のない支援を行います。

施策	内容	担当課
生活困窮者に対する支援	心身の傷病や離婚、失業などにより収入等がなくなり生活が困窮する人に対して、最低限の生活を保障するための支援を行います。	福祉課
乳児家庭全戸訪問	生後2～3か月までの乳児のいる家庭を訪問し、悩みや不安などを聞き、子育て支援の情報提供を行うことで、育児不安の軽減を図ります。	保健課
養育支援訪問	子育てに関して不安等を抱える家庭や、養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師や保育士等が指導助言等を訪問により行います。	子ども福祉課 保健課
療育相談	障がいのある子どもを持つ保護者に対して療育の利用などに関する相談支援を行います。	福祉課
子育て支援センター	町内4箇所の子育て支援センターにおいて子育て家庭に対する相談指導及び情報提供、子育てサークル活動の育成支援その他子育て家庭の育児を支援するための事業を行います。	子ども福祉課
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供することを目的として、妊娠、出産及び子育てに関する相談に応じるとともに支援を行います。	保健課
病児・病後児保育の実施	子どもが病気等のために保育園にいけないうちに一時的にお子様を預かります。	子ども福祉課
ファミリーサポートセンター事業	保護者の就労及び家族形態の多様化による一時的な保育需要に対応するため、会員が育児等に関する相互援助活動を行います。	子ども福祉課
子ども食堂への支援	子どもたちの放課後等の居場所等として設置されている子ども食堂への取り組み等への支援を行います。	子ども福祉課

施策	内容	担当課
要保護児童対策 地域協議会の開催	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、関係機関が情報を共有し、支援をしていきます。	子ども福祉課

③ 保護者に対する就労の支援

保護者の就労は家庭の生活基盤の安定を図るうえで、とても重要なことであり、それが結果として、子どもたちの貧困の連鎖を断ち切ることにもつながります。また、保護者が働く姿を子どもに見せることによって労働の価値や働くことの意味を学ぶことができるなどの教育的な意義もあることから、就業機会を確保するために保護者への相談支援等を行います。

音更町では、核家族化が進む中、家庭で家族がゆとりをもって接する時間も大切と考えており、仕事と生活の調和、いわゆるワークライフバランスも考慮しながら、保護者の就労支援を推進します。また、労働施策を展開するうえでは保護者が安心して働くための環境整備にも努めます。

施策	内容	担当課
ひとり親家庭等 自立支援事業	ひとり親家庭の父母の経済的自立と生活意欲の助長・増進のため、帯広大谷短期大学社会福祉科介護福祉専攻に就学する経費の支援を行います。	子ども福祉課
就労相談業務	保護者がより安定した収入を得られるよう、ハローワークや専門相談先の紹介など、就労の初期相談窓口として支援を行います。	商工観光課
ワークライフ バランスの推進	環境に応じ、ワークライフバランスに配慮した働き方改革を推進するため、企業へ広く周知活動を行います。	商工観光課

④ 経済的支援

生活に困難を抱える子育て世代等の生活基盤の安定を図るため、生活保護や各種手当、福祉医療費助成の活用や、貸付制度などを組み合わせることで経済的支援を行います。

施策	内容	担当課
児童手当の支給	15歳以下の児童を養育する保護者等に、家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、手当を支給します。	子ども福祉課
児童扶養手当の 支給	父母の離婚などによる、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的として、18歳（政令で定める障がいの状態にある場合は20歳）以下の児童を養育しているひとり親家庭等に対して、手当を支給します。	子ども福祉課
特別児童扶養手 当の支給	障がい児の福祉増進を図るため、20歳未満の心身に障がいのある子どもを養育する保護者等に手当を支給します。	福祉課

施策	内容	担当課
乳幼児等医療費助成	小学校卒業までの児童及び非課税世帯の中学生の通院にかかる一部負担額の助成および中学校卒業までの児童生徒の入院にかかる一部負担金の助成を行います。	町民課
ひとり親家庭等医療費助成	20歳までの子どものいるひとり親家庭等で、所得制限の基準額未満である方の通院・入院に係る一部負担金の助成を行います。	町民課
生活保護による支援	心身の傷病や離婚、失業などにより収入等がなくなり生活が困窮する人に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の支援を行います。	福祉課
障害児福祉手当	重度の障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に手当を支給します。	福祉課
子育て世帯向け民間賃貸住宅家賃補助	公営住宅の入居基準を満たす18歳までの児童生徒を養育している世帯等に対し、一定期間の家賃と仲介手数料の一部を補助します。	建築住宅課
北海道母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	20歳未満の児童を扶養している、母子・父子家庭、寡婦世帯などの経済的自立を助け、扶養している子どもの福祉を増進することを目的に、就学や生活に必要な資金を低利子または無利子で貸し付けできることの周知や利用の促進を行います。	子ども福祉課
児童生徒への就学援助	経済的な理由により給食費などの負担が困難な小・中学生の児童のいる家庭に対して、援助を行います。	学校教育課
高校生への奨学資金給付	経済的理由により、高校への就学が困難な生徒に対し、定額で奨学資金を給付します。	学校教育課

⑤ 相談支援

上記①から④の支援策を推進するために、各担当部署においてそれぞれの状況に合わせた相談を展開するとともに、子どもの貧困対策を効果的に進めるため、必要に応じて情報連携を行い、関係する機関が共通認識のもと、全ての支援の出発点である相談支援を充実するよう取り組みを進めます。

(3) 周知の徹底

様々な支援や制度を周知することを徹底し、それらの内容が町民に届くような体制作りを行います。各担当において広報紙や、ホームページ、子育てガイドブックなどを使った周知に努めます。特にホームページにおいては、各担当課から最新の情報を発信し、情報収集しやすい環境づくりに努めます。